

# 新型コロナウイルス感染症対策本部 情報連絡会議

**日時：令和2年5月25日（月） 午後4時～**

**場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）**

**※各総合事務所等とテレビ会議を接続**

**出席：知事、副知事、統轄監、  
令和新時代創造本部、交流人口拡大本部、危機管理局  
福祉保健部、生活環境部、教育委員会  
東部地域振興事務所、中部総合事務所  
西部総合事務所、日野振興センター**

**議題：緊急事態宣言の解除に伴う問題点の整理について**

# 基本的対処方針の変更(5月25日変更見込み)

**特措法に基づく「緊急事態解除宣言」により、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しなくなる見込み**

- 5都道県 → 全て解除（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）
- 実施すべき期間は前倒し（現在の対処方針では5/31まで）

## □ 全般的な方針（要旨）

1. 「新しい生活様式」の定着等を前提に、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、**段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。**
2. **事業者に対して業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を促していく。**
3. **感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。** など

# 解除後の対策

「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設けることとし、「概ね3週間ごと」に外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に緩和する。

区分	段階的に緩和する期間の例
ステージ①	「例えば6月18日までの3週間程度」
ステージ②	その後の3週間程度 （～7月10日頃までが想定される）
ステージ③	その後の3週間程度 （～7月末頃までが想定される）

- これまでにクラスターが発生しているような施設への外出は、5月末までは避けるように促す。

# 外出の自粛等

**不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は5月末までは避けるように促す。**

区分	取組の内容
ステージ①	<ul style="list-style-type: none"><li>特定警戒都道府県だった5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）との間の移動は慎重に対応するよう促す</li></ul>
ステージ②	<ul style="list-style-type: none"><li>観光振興の観点から、人の移動は、まずは県内観光の振興から取り組む（①～②の段階）</li><li>その状況を踏まえ、県外からの積極的な人の呼び込みを実施する（③の段階）</li></ul>
ステージ③	